基礎的理解教員免許状。博物館学芸員資格取得要件

【重要】教育職員免許法および同法施行規則改正に伴う注意事項ついて

平成31年4月1日より、改正教育職員免許法および同法施行規則が施行されます。これに伴い、以下注意 事項をご確認いただき、ご出願ください。

※以下の記載において、改正後の教育職員免許法による認定課程を「新課程」とし、改正前の教育職員免 許法による認定課程を「旧課程」とします。

1) 平成31年度4月以降の教職課程について

教育職員免許法および同法施行規則改正に伴い、本学は教職課程の再課程認定申請を行っております (2019年2月1日現在)。ただし、新課程の詳細は文部科学省における審査、認定が完了するまで確定されません。文部科学省による審査の結果、予定していた教職課程の開設時期が変更となる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

2) 平成31年度の適用課程について

平成31年度以降入学者については、原則、新課程の適用となります。旧課程とは必要科目・単位数等が 一部異なりますので、ご注意ください。

なお、旧課程における修得単位の一部については、教育職員免許法施行規則の改正附則に基づき、新課程において修得した単位としてみなすことができますが、その詳細は文部科学省における審査、認定が完了するまで確定されません。また、改正法の「学力に関する証明書」は平成31年4月1日以降しか発行できません。科目の履修にあたっては、事前に出願先学部事務所にご相談ください。

教育職員免許状取得要件

1. 取得要件

教育職員免許状を取得する場合、「教育職員免許法」と「教育職員免許法施行規則」による基礎資格を満たし、所定の単位を修得する必要があります。詳細は所属学部事務所で配布される「学部要項」等を参照してください。なお、以下は法改正後の新課程です。施行規則附則に基づき、旧課程の適用となる場合は、出願先学部事務所へご相談ください。。

1-1. 基礎資格

学士の資格を有すること。 (小学校一種・中学校一種・高等学校一種共通)

1-2. 修得単位

法令区分/免許状の種類	小学校 一種	中学校 一種	高等学校 一種
教科及び教職に関する科目	合計 59 単位	合計 59 単位	合計 59 単位
教科及び教科の指導法に関する科目 ※ (1)	1 =1	小計 28 単位	小計 24 単位
教科に関する専門的事項 ※ (1)	小計 30 単位		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) ※ (1)	00 TE	8	4
教育の基礎的理解に関する科目 ※ (2)	10	10	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に 関する科目 ※(2)	10	10	8
教育実践に関する科目 ※ (2)	7	7	5
大学が独自に設定する科目 ※ (3)	2	4	12
教育職員免許法施行第66条の6に定める科目	合計 8 単位	合計 8 単位	合計 8 単位
日本国憲法	2	2	2
体育(実技)	2	2	2
外国語コミュニケーション	2	2	2
情報機器の操作	2	2	2
最低修得単位数の合計	67	67	67

※(1)「教科に関する専門的事項」、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」の最低修得単位数

「教科に関する専門的事項」については、法令上の最低修得単位数は定められていません。ただし、「教科及び教科の指導法に関する科目」としては、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」との合算で「小計」に記載の単位数を修得する必要があります。また、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」については、中学校免許取得者は8単位以上、高等学校取得者は4単位以上修得することが定められています。

※(2)「教育の基礎的理解に関する科目」等

①「教育の基礎的理解に関する科目」、②「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」 および③「教育実践に関する科目」の総称として、「教育の基礎的理解に関する科目」等とします。

※(3)大学が独自に設定する科目(一種免許状)

「教育の基礎的理解に関する科目」等、「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えて単位を修得した場合は、「大学が独自に設定する科目」の単位として計算されます。上表に記載の単位数は、「教育の基礎理論に関する科目」等、「教科及び教科の指導法に関する科目」および「大学が独自に設定する科目」の合計最低修得単位数である59単位から、「教育の基礎的理解に関する科目」等と「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を差し引いた単位数であり、「大学が独自に設定する科目」の科目区分に設置されている科目を、記載されている単位数以上履修しなければならないという意味ではありません

中学校·高校免許状取得要件

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」については、「教科に関する専門的事項」および「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」の合算で、中学校免許取得者は28単位以上、高等学校免許取得者は 24単位以上を修得する必要があります。必修科目のみの履修では「教科及び教科の指導法に関する科目」の 合計単位数要件を満たさない場合がありますので、ご注意ください。

(1-1)教科に関する専門的事項

下表のとおり、取得する免許教科により、修得が必要な科目が異なります。

〈国語(中学1種・高校1種)〉

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
国語学(音声言語及び文章表現に関する	日本語学	4	
ものを含む。)	国語表現論	4	
	日本文学史 I (古代)	2	
国文学 (国文学中大会+。)	日本文学史Ⅱ (中世)	2	全科目必修
国文学(国文学史を含む。)	日本文学史Ⅲ (近世)	2	生科目必修
	日本文学史IV(近代)	2	
漢文学	中国文学基礎講読	4	
(美义子)	中国文学基礎演習I	2	
書道(書写を中心とする。)	書道(書写)	4	中学1種免許状の取得を希望する場合は必修。 高校1種免許状の単位としては算入されません。
最低修得単位数		26 (中学) 22 (高校)	

〈社会(中学1種)〉

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
	日本史 I	2	
	日本史Ⅱ	2	全科目必修
日本史・外国史	外国史 I	2	主件自必修
	外国史Ⅱ	2	
	地理 I	2	
地理学(地誌を含む。)	地理Ⅱ	2	全科目必修
	地誌I	2	
	法律学	2	
「法律学、政治学」	政治学 I	2	1科目必修
	政治学Ⅱ	2	
	社会学(教職)	2	
「社会学、経済学」	経済学 I	2	1科目必修
	経済学Ⅱ	2	
	哲学研究	4	
「哲学、倫理学、宗教学」	倫理学概論	4	1科目群必修
	宗教研究I	2	1 7 日 4 北川
	宗教研究II	2	
最低修得単位数		2 2	

〈地歴(高校1種)〉

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
口去中	日本史I	2	
日本史	日本史Ⅱ	2	
	外国史I	2	
外国史	外国史Ⅱ	2	
	外国史Ⅲ	2	全科目必修
	地理 I	2	主件自必修
人文地理学及び自然地理学	地理Ⅱ	2	
	地理Ⅲ	2	
地誌	地誌I	2	
	地誌Ⅱ	2	
最低修得単位数		2 0	

〈公民(高校1種)〉

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
「汝毋兴(国際汝太会」。) 政治兴	法律学	2	「法律学」または
「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	政治学 I	2	「政治学Ⅰおよび政治学Ⅱ」
(国际政府を占む。)]	政治学Ⅱ	2	を履修
「九公兴 奴汝兴 (团败奴汝九会	社会学(教職)	2	「社会学」または
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	経済学I	2	「経済学Ⅰおよび経済学Ⅱ」
	経済学Ⅱ	2	を履修
	哲学研究	4	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	倫理学概論	4	1科目群必修
「召子、禰垤子、示教子、心垤子」	宗教研究I	2	1 行 日 伊 少 1 多
	宗教研究II	2	
最低修得単位数		8~12	※(1)参照のこと

〈数学(中学1種・高校1種)〉

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
代数学	線形代数 1	4	1 科目必修
10数子	代数1	4	1 种自必修
	幾何1	2	
幾何学	幾何 2	2	1科目群必修
戏門子	幾何3	2	1 行 日 4 光小珍
	幾何4	2	
	微積分1	4	
解析学	解析学1	4	1科目必修
	複素解析 1	4	
	統計入門	2	
「確率論、統計学」	統計数学	2	1科目群必修
「作生子」 一	確率論1	2	1 行 日 4 光小珍
	確率論2	2	
	情報数学1	2	
コンピュータ	情報数学2	2	1科目群必修
	情報数学3	2	1 行 日 伊火小杉
	情報数学4	2	
最低修得単位数		2 0	

〈情報(高校1種)〉

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
情報社会及び情報倫理	情報社会・情報倫理	2	
コンピュータ及び情報処理(実習を含む。)	情報数学5	2	
コンピューク及び情報処理(美首を占む。)	情報数学6	2	
情報システム (実習を含む。)	情報システム1	2	
	情報システム2	2	全科目必修
情報通信ネットワーク(実習を含む。)	ネットワーク技術 1	2	主件自必修
情報通信不グトグーグ (天自を占む。)	ネットワーク技術2	2	
マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)	マルチメディア基礎と応用I	2	
マルノアノイノ表現及い文明(天首を古む。)	マルチメディア基礎と応用Ⅱ	2	
情報と職業	情報技術の応用と職業	2	
最低修得単位数		2 0	

〈理科(中学1種)〉 ※教育学部出身者は出身専修にて受入、他大学卒業者は生物学専修にて受入

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
物理学	物理学 I - 1	2	
物程于	物理学 I - 2	2	
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	物理学実験 I	2	
初连于天峽 (コンしユーク佰用を百む。)	物理学実験Ⅱ	2	
化学	化学 I	4	
化学実験(コンピュータ活用を含む。)	化学実験 I	2	
11年美級(コンピュータ佔用を召む。)	化学実験Ⅱ	2	
الله الله الماد	生物学通論 I	2	全科目必修
生物学	生物学通論Ⅱ	2	
生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	生物学通論実験 I	1	
生物子夫級(コンヒュータ估用を占む。)	生物学通論実験Ⅱ	1	
地学	地学通論 I	2	
地子	地学通論Ⅱ	2	
地学実験(コンピュータ活用を含む。)	地学通論実験 I	1	
	地学通論実験Ⅱ	1	
最低修得単位数		2 8	

〈理科(高校1種)〉※教育学部出身者は出身専修にて受入、他大学卒業者は生物学専修にて受入

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
物理学	物理学 I - 1	2	
初连子	物理学 I - 2	2	
化学	化学 I	4	
生物学	生物学通論I	2	全科目必修
生物子	生物学通論Ⅱ	2	
地学	地学通論 I	2	
地子	地学通論Ⅱ	2	
	物理学実験 I	2	
	物理学実験Ⅱ	2	
「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、	化学実験 I	2	
化学実験(コンピュータ活用を含む。)、	化学実験Ⅱ	2	1科目群必修
生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、	生物学通論実験 I	1	
地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	生物学通論実験Ⅱ	1	
	地学通論実験 I	1	
	地学通論実験Ⅱ	1	
最低修得単位数		2 0	

〈英語(中学1種・高校1種)〉

教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法	
	英語音声学 [2		
英語学	言語学入門	2		
	応用言語学入門	2		
	英文学史 I	2		
本水本兴	英文学史Ⅱ	2	全科目必修	
英米文学	米文学史 I	2		
	米文学史Ⅱ	2		
英語コミュニケーション	Oral and Written Communication I	2		
英語コミューケーション	Oral and Written Communication II	2		
	アメリカ文化史	2	3科目から2科目選択	
異文化理解	British Cultural History	2	3件日から2件日選択	
	Intercultural Communication	2	火川	
最低修得単位数		2 2		

(1-2)各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)

教育職員免許法施行規則上の科目名	設置科目	単位	履修方法
なれたのかなどは	教科教育法 1 教科教育法 2	2 2	必修
	教科教育法 3 教科教育法 4	2 2	中学 のみ必修
最低修得単位数		中学 8・高校 4	

- 取得を希望する教科の指導法を履修してください。中学校免許取得者は 1~4 の 8 単位、高等学校免許取得者 は 1・2 の 4 単位が必修です。
- ・高等学校免許取得者が、同一教科の教科教育法 3・4 を取得した場合、教科及び教科の指導法に関する科目の総単位に積算されます。
- ・「社会科教育法3」および「社会科教育法4」は、高等学校地理歴史・公民の免許には使用できません。

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目」等(必修)

	職員免許法施行規則に定める科目	設置科目※1	単位	履修方法
	教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想	教育基礎総論1 (中・高)	2	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教職概論(中・高)	2	必修
教育の基礎的理 解に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は 経営的事項(学校と地域との連携及び 学校安全への対応を含む。)	教育制度総論(中・高) ※2	2	必修
一件に戻り 3行日	幼児、児童及び生徒の心身の発達 及び学習の過程	教育心理学 (中・高)	2	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童 及び生徒に対する理解	特別支援教育(中・高) ※3		必修
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程編成論 (中・高)	1	必修
	道徳の理論および指導法	道徳教育論(中・高)	2	中学必修
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習・探究論(中・高)※3	1	必修
道徳、総合的な	特別活動の指導法	特別活動論(中・高)	1	必修
学習の時間等の指導法及び生徒	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法・技術論(中・高) ※4	2	必修
指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法	生徒指導・進路指導論(中・高)	2	必修
	教育相談(カウンセリングに関する 基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	生徒理解と教育相談(中・高)	2	必修
料 本字は1ヶ胆-1	数	教育実習演習(中・高) (3週間)	5	中学必修
教育実践に関する科目	実に関す 教育実習	教育実習演習(中・高) (2週間)	3	高校必修
A LI H	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2	必修
最低修得単位数 中学 27・高校 23			±17 ±± >	

- ※1) 旧課程で修得した科目については、教育職員免許法施行規則附則に基づき、新課程の科目へ一部読み替えることができます。詳細は出願先学部へお問い合わせください。教育の基礎的理解に関する科目等において、旧課程の同一科目を修得している場合、新課程への読み替えが可能なため、原則として再度の履修は不要です。
- ※2) 旧「教育基礎総論2 (中・高)」を修得済みの場合、再度の履修は不要です。
- ※3) 新設科目のため、新課程適用者は履修が必須となります。
- ※4) 旧「教育方法研究(中・高)」を修得済みの場合、再度の履修は不要です。

(3) 「教育の基礎的理解に関する科目」等(選択)

以下の科目は、「教育の基礎的理解に関する科目」等の選択科目です。修得した単位は「大学が独自に設定する科目」として取り扱われます。

教育職員免許法施行規則に定める科目		設置科目	単位数	履修 方法	
		歴史及び思想	教職研究Ⅲ(日本教育史)※ 教職研究Ⅳ(西洋教育史)※		
第三欄	教育の基礎的理解に関 する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教職研究 I (学校教育法規)※ 教職研究 Ⅱ (教育行政法規)※ 教職研究 V (学校外教育)※ 教職研究 IX (教育経営)	各2単位	選択
	道徳、総合的な学習の 時間等の指導法及び生 徒指導、教育相談等に 関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び	授業技術演習		

※の科目は隔年開講

(4) 大学が独自に設定する科目(中学校1種・高等学校1種)

以下の科目は、「大学が独自に設定する科目」です。また、「教科又は教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」等の最低修得単位数を超えて修得した単位もこの区分に計上されます。

教育職員免許法施行規則に定める科目	設置科目	単位	履修方法
	介護体験実習講義	2	小学・中学のみ必須
大学が独自に設定する科目	人間理解基盤講座 学級経営インターンシップ 特別支援教育インターンシップ インクルーシブ教育インターンシップ 初等教育インターンシップ 中等国語科インターンシップ ※ 教職研究VI(生涯教育) 教職研究VII(総合学習の研究) 国語科授業技術演習 ※	2 4 4 4 4 4 2 2 2	選択

※教科「国語」のみ使用可。

(5) 教科及び教職に関する科目の総単位数について

「教育職員免許状取得要件」に記載の通り、中学校・高等学校一種免許状を取得するためには、「教科及び教職に関する科目」の合計でそれぞれ「59単位以上」を取得する必要があります。教育の基礎的理解に関する科目等、教科及び教科の指導法に関する科目の必修単位だけでは59単位に満たない場合があるため、ご注意ください。

(6) 免許法施行規則66条の6に関する科目

<日本国憲法>

未修得の場合は当学部設置科目「憲法」(2単位)を修得してください。

く体育>

未修得の場合は当学グローバルエデュケーションセンター設置の「スポーツ実習」を合計で<u>2単位</u>修得してください。

<外国語コミュニケーション>

学部在学中に履修した外国語科目のうちの指定科目 2 単位で充当されます。科目等履修生としての履修は認めていません。

<情報機器の操作>

未修得の場合は当学グローバルエデュケーションセンター設置の指定科目(2単位)を修得してください。

小学校一種免許状取得要件

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」については、<u>「教科に関する専門的事項」および「各教科の指導法</u> (情報機器及び教材の活用を含む。)」の合算で30単位以上を修得する必要があります。

(1-1) 教科及び教科の指導法に関する科目

松本聯旦在批批信用則「金利日在	松本公司用利用))/ [L+W].	园/女士沙
教育職員免許法施行規則上の科目名	教育学部設置科目	単位数	履修方法
国語(書写を含む。)	初等教科専門国語(書写を含む)	2	
社会	初等教科専門社会	2	
算数	初等教科専門算数	2	
理科	初等教科専門理科	2	
生活	初等教科専門生活	2	- - 5科目10単位を選択必修
音楽	初等教科専門音楽	2	3 将自10単位を選択必修
図画工作	初等教科専門図画工作	2	
家庭	初等教科専門家庭	2	
体育	初等教科専門体育	2	
外国語	初等教科専門英語	2	
最低修得単位数		1 0	

(1-1) 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)

教育職員免許法施行規則上の科目名		教育学部設置科目	単位数	履修方法
各教科の指導法	国語(書写を含む。)	初等国語科教育法	2	
(情報機器及び教材の活用を	社会	初等社会科教育法	2	
含む。)	算数	初等算数科教育法	2	
	理科	初等理科教育法	2	
	生活	初等生活科教育法	2	全科目必修
	音楽	初等音楽科教育法	2	主付自必修
	図画工作	初等図画工作科教育法	2	
	家庭	初等家庭科教育法	2	
	体育	初等体育科教育法	2	
	外国語	初等英語科教育法	2	
最低修得単位数				2 0

(2) 「教育の基礎的理解に関する科目」等(必修)

教育職員免許法施行規則に定める科目		設置科目※1	単位	履修方法
	教育の理念並びに教育に関する 歴史及び思想	初等教育学概論 I	2	必修
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	教職原論	2	必修
教育の基礎的理解に関する	教育に関する社会的、制度的又は 経営的事項(学校と地域との連携及び 学校安全への対応を含む。)	教育の制度と経営(小) ※2	2	必修
科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達 及び学習の過程	教育心理学原論	2	必修
	特別の支援を必要とする幼児、児童 及び生徒に対する理解	特別支援教育原論 ※3	2	必修
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程編成原論	1	必修

	道徳の理論および指導法	道徳教育原論	2	中学必修
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習研究原論 ※3	2	必修
道徳、総合的	特別活動の指導法	特別活動原論	2	必修
な学習の時間 等の指導法及	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	教育方法原論	2	必修
び生徒指導、 教育相談等に 関する科目	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の 理論及び方法	生徒指導・進路指導原論	2	必修
	教育相談(カウンセリングに関する 基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談原論	2	必修
教育実践に	教育実習	教育実習演習 (小)	5	必修
関する科目	教職実践演習	教職実践演習 (小)	2	必修
最低修得単位数		計 30		

- ※1) 旧課程で修得した科目については、教育職員免許法施行規則附則に基づき、新課程の科目へ一部読み替えることとができます。詳細は出願先学部へお問い合わせください。教育の基礎的理解に関する科目等において、旧課程の同一科目を修得している場合、新課程への読み替えが可能なため、原則として再度の履修は不要です。
- ※2) 旧「初等教育学概論Ⅱ」を修得済みの場合、再度の履修は不要です。
- ※3)新設科目のため、新課程適用者は履修が必須となります。

(3) 「教育の基礎的理解に関する科目」等(選択)

該当する科目は設置していません。

(4) 大学が独自に設定する科目(小学校1種)

以下の科目は、「大学が独自に設定する科目」です。また、「教科又は教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」等の最低修得単位数を超えて修得した単位もこの区分に計上されます。

教育職員免許法施行規則に定める科目	設置科目		履修方法
	介護体験実習講義	2	小学・中学のみ必須
大学が独自に設定する科目	人間理解基礎講座 学級経営インターンシップ 特別支援教育インターシップ インクルーシブ教育インターンシップ 生活科・総合的学習特論 初等自然科学教育フィールドワーク	2 4 4 4 2 2	選択

(5) 教科及び教職に関する科目の総単位数について

「教育職員免許状取得要件」に記載の通り、小学校一種免許状を取得するためには、「教科及び教職に関する科目」の合計で「59単位以上」を取得する必要があります。教育の基礎的理解に関する科目等、教科及び教科の指導法に関する科目の必修単位だけでは59単位に満たないため、教科に関する専門的事項を多く修得するか、大学が独自に設定する科目から選択科目を履修してください。

(6) 免許法施行規則 66条の6に関する科目

中学・高校免許と共通ですので、「中学校・高校免許状取得要件」の「(6)免許法施行規則66条の6に関する科目」を参照してください。

博物館学芸資格

博物館学芸員の資格を取得するためには、下表に示された科目の単位を全て修得する必要があります。免許状は発行されず、下表の科目を全て修得したことを示す「単位修得証明書」を就職先の博物館等に提出することにより、学芸員の資格を取得したことが証明されます。

なお、博物館法施行規則の一部改正に伴い、2012 年度より新しいカリキュラムとなっています。2011 年度以前に学部に在学した学生が、2012 年度以降に科目等履修生等として当学部に入学した場合でも、新カリキュラムでの資格取得要件を満たす必要があります。旧カリキュラムで修得済みの単位がある場合は、先に在籍した大学で新カリキュラムに読み替えた「単位修得証明書」を発行してもらい、新カリキュラム上での不足単位を確認の上、履修計画を立ててください。

博物館に関する科目	最低修 得単位	教育学部設置科目	単位数	履修方法	
生涯学習概論	2	生涯学習 生涯学習概論I 生涯学習概論II	2 2 2	いずれか1科目群 必修	
博物館概論	2	博物館概論	2		
博物館経営論	2	博物館経営論	2		
博物館資料論	2	博物館資料論	2		
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	人到日以收	
博物館展示論	2	博物館展示論	2	全科目必修	
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2		
博物館教育論	2	博物館教育論	2		
博物館実習	3	博物館実習	3		
最低修得単位数	19 また	は 21			

他大学の通信教育課程の履修

他大学で修得した単位と当学で修得した単位を組み合わせることで、教員免許状の申請を行うことも可能です。 例えば、他大学の通信教育課程の中には、より低廉な受講料で単位を修得することも可能ですので、以下 HP なども参考にしてください。

私立大学通信教育協会 http://www.uce.or.jp

ただし、教育実習および介護等体験については、正規生でないと受け入れていない大学もあるようですので、 受講にあたっては、各自でよくご確認ください。

以上